

旧吉田茂邸保存活用

国の方針が示される!!

旧吉田茂邸(西小磯)は、戦後日本の復興に大きな功績を残された故吉田茂元首相の本宅であり、「大磯参り」ということばに表されるように、国政の重要な役割を果たしたところです。

現在、この邸宅は民間企業の所有となつていますが、昨年、所有者から町や県に対して売却の打診がありました。

しかし、町や県では、財政状況が厳しいことや、昭和54年には、日米首脳会談が開かれた場所でもあることから、昨年11月に迎賓館等としての整備活用を求め、要望書を国へ提出しました。

町としては、保存に向け、多くの皆様に邸宅の価値を知っていただくため、諸団体のご協力により、3回(8日間)にわたり邸園の見学会を開催し、町内外から7,300人を超える方が来場されました。

また、区長連絡協議会や町商工会、町議会による保存活用に向けた署名活動がなされ、51,868人の署名が集まり、国に対し保存活用を強く働きかけていただきました。

国においては、町や県の要望を受け、今年の4月から旧吉田茂邸の保存活用について総合的な調査検討がされ、このほどその結果が示されました。

その概要は、迎賓館の整備については、ヘリポートや警備施設の整備、他の迎賓館との兼ね合いなど国の財政状況の厳しい中、極めて困難であり、また、記念館や資料館としての活用についても、国が直接整備した事例がないとの内容でした。

しかし、国としても、邸宅の歴史・文化的価値を評価しており、県や町、あるいは民間が主体となり国の事業補助制度等を活用した公園化等の整備活用方策が提案されました。

今後、町としては、公園化等の整備活用について、県や関係機関、団体等と連携しながら、旧吉田茂邸の保存に向け、積極的に取り組んでいきます。

◎問い合わせ

企画室 内線 205

平成19年度

町補助金交付対象事業を募集

昨年度、町では補助制度の適正化を進めるため、町補助金制度を大きく見直しました。

これまでの補助金制度における補助の長期化による既得権化などの問題を解決するため、既存の補助事業を原則廃止し、社会需要や公益性を重視した新たな補助金交付基準を設けました。

新たな交付基準では、原則として補助期間を3年以内と設定します。また、活動意欲のある団体の自主的な活動を支援・育成するため、法令等で定めのあるものや町長が特に必要と認め

るものを除き、原則として補助事業は公募とします。

平成19年度においても、補助金等に関する基本指針に基づき、次の内容で補助金交付対象事業を募集します。

▼対象団体 対象事業を行う町内の団体

▼対象事業 別表1及び2のとおりに。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼補助額 原則として対象事業にかかる経費の1/2以内

で、予算の範囲内で決定します。なお、飲食代や懇親費など、一部補助対象外となる経費があります。

▼事業採択 補助金交付基準等に基づく審査のうえ採択事業を決定し、12月中に結果を通知する予定です。

▼応募要領 所定の事業実施計画書等を各事業の所管課に提出してください。なお、応募を予定している団体は、補助金等交付規則及び公募型補助金交付要綱を読み、必ず事前に所管課に相談してください。

※規則及び要綱、事業実施計画等は財政課窓口で配布します。また、町のホームページからも取り出せます。

▼提出期限 9月29日(金)

《必着》

※その他、詳細は問い合わせください。

◎問い合わせ

財政課 内線 216

別表1 補助金交付基準

区分	項目	内容
1 基本的事項等	(1) 公益性／公平性	①町行政の範囲内と認められ、公益上必要性が高く、その効果が広く町民に及び、特定の個人や団体のみの利益に供することがないもの。
	(2) 社会的需要度	①総合計画等により町の重要課題として位置づけられ、行政の支援により事業推進を図ることが妥当であると認められるもの。 ②補助金交付による事業効果が認められること。
	(3) 公正性	①当該団体等の運営、会計及び補助金の使途が適切であること。 ②当該事業内容が団体等の設置趣旨と合致していること。 ③事業目的、計画、実施体制が明確化されていること。
2 対象経費、補助率等	(1) 補助対象から除外する経費	①団体等の運営経費で、設立後3年を経過しているもの。 ②・飲食費 ・懇親を主な目的とする経費 ・県外への研修経費 など
	(2) 補助率、補助単価	補助金の補助率は、原則として対象経費の1/2以内とする。
3 補助期間		①町単独補助事業は3年以内を原則とする。 ②法令や国庫制度に基づくものは、制度の終了に伴い終了する。

別表2 補助対象事業区分

事業区分	主な項目
1 安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活 等
2 福祉対策事業	子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉 等
3 健康づくり事業	保健、医療 等
4 交流対策事業	コミュニティ活動、市民活動、情報化 等
5 自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化 等
6 生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画 等
7 文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション 等
8 まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通 等
9 地域活性化事業	産業振興、観光振興 等
10 次世代育成事業	青少年健全育成、学校教育、幼児教育 等